

### 10月1日(出)から 後期高齢者医療費の自己負担割合 変更

現役並み所得者が3割、一定以上の所得がある方が2割、それ以外の方が1割になります。9月中旬に被保険者(75歳以上の方)の前年の市民税課税所得(課税標準額)・年金収入を基に世帯ごとに判定し、新しい負担割合を適用した被保険者証(薄い青色)を郵送します。

※「自分が何割になるか」などの問い合わせにはお答えできません。判定については市ホームページ・ちば広域連合だより第32号をご覧ください。

①自己負担割合が3割の方(現役並み所得者) 被保険者の課税所得が145万円以上で、次のいずれかに該当する方

○同世帯の被保険者が1人の場合 収入金額が383万円以上または同世帯の70歳～74歳の方との収入金額の合計が520万円以上

○同世帯の被保険者が2人以上の場合 被保険者全員の収入金額の合計が520万円以上

②自己負担割合が2割の方 上記①に該当せず、被保険者の課税所得が28万円以上で、次のいずれかに該当する方

※自己負担割合が1割から2割に変更となる方には配慮措置があります。

○同世帯の被保険者が1人の場合 年金収入とその他の合計所得金額の合計が200万円以上

○同世帯の被保険者が2人以上の場合 被保険者全員の年金収入とその他の合計所得金額の合計が320万円以上

※年金収入には、遺族年金・障害年金は含みません。

※その他の合計所得金額とは、事業収入や給与収入などから必要経費や給与所得控除などを差し引いた金額です。

③自己負担割合が1割の方 上記①、②のいずれにもあてはまらない方

☎ 千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570-080280 (月～金曜日午前8時30分～午後5時15分※祝日を除く)

### 保険料決定通知書(納入通知書)は7月中旬に郵送 後期高齢者医療被保険者証 7月、9月に更新

◎10月1日(出)から医療費の自己負担割合変更のため、令和4年度は被保険者証を2回更新

現在の被保険者証は7月31日(日)が有効期限です。新しい被保険者証は、8月1日(月)～9月30日(金)まで有効となるものを7月中旬に、10月1日(出)～令和5年7月31日(月)まで有効となるものを9月下旬に、簡易書留で郵送します。届かない・内容に誤りがある場合はお問い合わせください。

※職権適用の導入で基準収入額適用申請は不要になりました。



▲有効期間：8月1日～9月30日



▲有効期間：10月1日～令和5年7月31日

### ◎「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」は7月中旬に更新

医療費の自己負担割合が1割の方で、同世帯の全員が市・県民税非課税の方には、申請により限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。自己負担割合が3割の方で、同世帯の被保険者の住民税課税所得が全員690万円未満の方には、申請により限度額適用認定証を交付します。現在認定証をお持ちの方で、8月以降も対象となる方には、新しい被保険者証と一緒に郵送します。

※有効期限の切れた被保険者証や認定証は、細断するなど確実に処分してください。国保年金課(本庁舎1階)・各行政サービスセンターに返却も可能です。

☎ 国保年金課・内線928

### 10月26日(水)まで 熱中症警戒アラート 実施中

環境省と気象庁では、暑さの気付きと熱中症予防を呼び掛ける情報発信として、熱中症警戒アラートを実施しています。気温、湿度、放射熱を取り入れた暑さ指数(WBGT)が33℃を超えると予想された場合、前日の午後5時ごろと当日の午前5時ごろに発表されます。

市では、アラートの発表地域に千葉県が該当し、さらに市の气象台記念公園のアメダス観測所におけるWBGTが33℃以上となる予報が発表された場合、防災行政無線で注意喚起します。

☎ 手賀沼課 ☎7185-1484



### 新しい被保険者証は7月中旬に郵送 国民健康保険被保険者証 更新

現在の被保険者証(70歳～74歳の方は被保険者証兼高齢受給者証)は7月31日(日)が有効期限です。8月1日(月)から有効となる新しい被保険者証は、同世帯の被保険者全員分を世帯主宛てに簡易書留で郵送します。

※国民健康保険の加入・脱退は、必ず届け出をしてください。

### ◎医療費の自己負担割合

70歳以上の被保険者…前年の住民税課税所得が145万円以上の方が一人でもいる世帯は3割です。前年の所得で判定するため、所得の申告が必要です。申告していない方は税務署・市役所課税課で申告してください。

☎ 国保年金課・内線930



▲有効期間：8月1日～令和5年7月31日

### 7月 市民相談・県民相談 ※☎は予約制です。

市民相談	弁護士法律相談 ☎	来所 電話	5日(火)、7日(木)、14日(火)、19日(火)、21日(木)9時30分～15時30分 市民相談室(本庁舎2階) 秘書広報課 ☎7185-1714
	行政相談 ☎		27日(水)10時～12時(予約は25日(月)まで8時30分～17時) 市民相談室(本庁舎2階) 秘書広報課 ☎7185-1714
	行政書士相談 ☎	電話	20日(水)13時～16時(予約は平日10時～15時)〈新型コロナウイルス感染症関連の補助金、相続・遺言手続きなど〉 我孫子地区行政書士相談事務局・山崎 ☎070-6482-5135
	司法書士法律相談 ☎	電話	12日(水)10時～15時(予約は4日(月)～11日(月)13時～16時) 千葉司法書士会柏支部 ☎080-5901-3236
	年金・労働・成年後見相談 ☎		13日(木)13時～17時 市民相談室(本庁舎2階) 千葉社会保険労務士会東葛支部 ☎7136-2560 (9時～15時)
	税務相談 ☎	電話	15日(金)10時～15時(予約は11日(月)8時30分～) 収税課 ☎7185-1349
	消費生活相談		月～金曜日、第2・4土曜日(祝日を除く)10時～17時30分 消費生活センター ☎7185-0999

市民相談	人権相談	来所 ☎ 電話	5日(火)10時～15時 相談室(西別館2階) 社会福祉課・内線432 月～金曜日8時30分～17時15分 みんなの人権110番 ☎0570-003-110
	生活相談		月～金曜日(祝日を除く)8時30分～17時 社会福祉課(西別館2階)・内線394
	健康相談		月～金曜日(祝日を除く)8時30分～17時 保健センター 健康づくり支援課 ☎7185-1126
	心の相談 ☎		20日(水)13時30分～(予約は19日(火)まで) 相談室(西別館2階) 障害者支援課・内線421
	子ども総合相談		月～金曜日(祝日を除く)8時30分～17時 子ども相談課(西別館1階) ☎7185-1821
	ひとり親相談		月～金曜日(祝日を除く)8時30分～17時 子ども支援課(西別館2階)・内線849
	DV相談(男性可)		月～金曜日(祝日を除く)8時30分～17時 社会福祉課内配偶者暴力相談支援センター(西別館2階) ☎7185-1113

市民相談	結婚相談(☎優先)		第1・3木曜日10時～17時 第1・3土曜日、第2・4日曜日10時～19時 我孫子市結婚相談所 あび♡こい♡ハート ☎7184-8100
	地域職業相談		月～金曜日(祝日を除く)9時30分～17時 地域職業相談室(サンビーンズビル6階) ☎7165-2786
	介護とこころの相談 ☎		火～日曜日10時～16時 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ1階) ☎7165-2886
県民相談	すまいの相談 ☎		金曜日10時～16時(随時) 水・木曜日10時～12時(要予約) 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ6階) ☎7165-2886
	福祉用具相談 ☎		火～日曜日10時～16時 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ1階) ☎7165-2886
	児童相談	来所 ☎ 電話	月～金曜日(祝日を除く)9時～17時 柏児童相談所 ☎7131-7175 月～金曜日(祝日を除く)9時～17時 柏児童相談所 ☎7134-4152
	交通事故相談	来所 ☎ 来所 電話	11日(月)10時～15時(巡回相談。先着4組。予約は7日(木)まで) 市民安全課(本庁舎地階)・内線485 月～金曜日(祝日を除く)9時～12時、13時～16時30分 交通事故相談所 ☎047-368-8000

●休日・夜間に病気になったら：○消防署(☎7184-0119)に電話をしてください。休日・夜間救急病院、小児救急病院を案内します。案内された病院に行く場合は、症状やけがの状態を病院に直接電話してから受診してください。※JAとりで総合医療センターにおける23時から翌朝8時30分までの小児救急は基本的に重症患者に限定されます。※緊急の場合は迷わず「☎119」へ電話してください。※休日や深夜などの診察料は、割高になります。休日は日曜日、祝日、年末年始